

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第40号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年香川県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(条例別表第1の規則で定める事務等)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等、私立の高等学校の専攻科又は私立の中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令</u>（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第7条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第4条 条例別表第1の2の2の項の規則で定める事務は、難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療に要した費用の支給（第12条において「医療費の支給」という。）に関する事務であって<u>令第71条第1号から第5号まで、第7号及び第8号</u>に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第5条 条例別表第1の2の3の項の規則で定める事務は、B型肝炎、C型肝炎その他の肝臓に関する疾病に係る治療又は定期的な検査に要した費用の支給に関する事務（同表の2の2の項及び4の項に掲げる事務を除く。）であって<u>令第71条第1号から第5号まで、第7号及び第8号</u>に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第12条 条例別表第2の2の項の規則で定める情報は、外国人であって<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十</u></p> | <p>(条例別表第1の規則で定める事務等)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等、私立の高等学校の専攻科又は私立の中学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付その他の必要な援助（以下「補助金の交付等」という。）に係る事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号。次条から第7条までにおいて「令」という。）第66条各号に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第4条 条例別表第1の2の2の項の規則で定める事務は、難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療に要した費用の支給（第12条において「医療費の支給」という。）に関する事務であって<u>令第71条各号</u>に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第5条 条例別表第1の2の3の項の規則で定める事務は、B型肝炎、C型肝炎その他の肝臓に関する疾病に係る治療又は定期的な検査に要した費用の支給に関する事務（同表の2の2の項及び4の項に掲げる事務を除く。）であって<u>令第71条各号</u>に掲げる事務に準じて行うものとする。</p> <p>第12条 条例別表第2の2の項の規則で定める情報は、外国人であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表</p> |

九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「令」という。）第44条第1号に規定する要保護者等に準ずる者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る同号に掲げる情報に準ずる情報とする。

第14条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。ただし、第6条に規定する事務のうち令第55条第1号、第7号又は第9号に掲げる事務に準じて行う事務にあっては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。

- (1)・(2) 略
- (3) 県営住宅入居者等に係る令第15条第1号ロに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (4) 略

第15条 略

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第8号の規定により生活保護実施関係情報の提供を受ける事務 当該事務を行うために必要な外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報に準ずる情報
- (2) 法第19条第8号の規定により生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務 当該事務を行うために必要な外国人要保護者等に係る同項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

第17条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第19条において同じ。）に関する情報とする。

第18条 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る令第44条第1号ム及びウに掲げる情報に準ずる情報並びに特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第19条第1号に規定する要保護者等に準ずる者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る同号に掲げる情報に準ずる情報とする。

第14条 条例別表第2の3の項の規則で定める情報は、次の各号に定める情報とする。ただし、第6条に規定する事務のうち令第22条第1号、第7号又は第9号に掲げる事務に準じて行う事務にあっては、第1号及び第2号に掲げる情報に限る。

- (1)・(2) 略
- (3) 県営住宅入居者等に係る令第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (4) 略

第15条 条例別表第2の4の項の規則で定める情報は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号の規定により生活保護実施関係情報の提供を受ける事務 当該事務を行うために必要な外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報に準ずる情報
- (2) 法第19条第7号の規定により生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務 当該事務を行うために必要な外国人要保護者等に係る同項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

第17条 条例別表第3の2の項の規則で定める情報は、令第19条第1号に規定する要保護者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次条及び第19条において同じ。）に関する情報とする。

第18条 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る令第19条第1号ネ及びナに掲げる情報に準ずる情報並びに特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

第19条 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、令第127条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

第19条 条例別表第3の4の項の規則で定める情報は、令第44条第1号に規定する要支援者等に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。